

小野市総合事業に係る介護予防ケアマネジメントの請求事務について

1 介護予防ケアマネジメントの種類

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態を踏まえ、以下の3つのパターンに分けて行う。

介護予防ケアマネジメントA （原則的な介護予防ケアマネジメント）

- ・現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様。アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。
- ・モニタリングについては、3ヶ月ごとに1回以上行い、利用者の状況等に応じてサービス変更も行うことが可能。

介護予防ケアマネジメントB （簡略化した介護予防ケアマネジメント）

※現在、小野市は実施していません。

- ・アセスメント（課題分析）からケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）と同様であるが、サービス担当者会議を省略したケアプランの作成と6ヶ月に1回以上のモニタリング時期を設定し、評価及びケアプランの変更等を行う簡略化した介護予防ケアマネジメントを実施する。

介護予防ケアマネジメントC （初回のみ介護予防ケアマネジメント）

- ・ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、住民主体のサービス等を利用する場合に実施する。
- ・初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施し、ケアマネジメントの結果、「本人の生活の目標」、「維持・改善すべき課題」、「その課題への具体的対策」、「目標を達成するための取組」等を記載し、利用者に説明、理解してもらった上で、住民主体の支援に繋げるものとする。その後は、モニタリング等を行う必要はない。また、利用者の状態等に応じた適切なサービス提供とするため、ケアマネジメントの結果については、サービス提供者に対して、利用者の同意を得て、ケアマネジメント結果を送付するか、利用者本人に持参してもらう。
- ・ケアマネジメントの結果、その他のサービス利用がない場合、アセスメントなどのプロセスに対して、ケアマネジメント開始月分のみ、サービス事業によるケアマネジメント費が支払われる。（↑ケアプラン作成の有無について、小野市へ確認後内容修正する）

2 小野市の介護予防ケアマネジメント実施状況

【小野市のサービス類型】

介護予防・生活支援サービス事業	
通所型サービス	訪問型サービス
介護予防型通所サービス	介護予防型訪問サービス
閉じこもり予防型通所サービス	家事援助型訪問サービス
	移動支援型訪問サービス

平成30年10月より実施する「移動支援型訪問サービス」については、「介護予防ケアマネジメントC」によるケアマネジメントを実施する。

3 ケアプラン別作成料単位

	介護予防 ケアマネジメント費	初回加算	委託連携加算
介護予防 ケアマネジメントA	442単位 (4,420円)	300単位 (3,000円)	300単位 (3,000円)
介護予防 ケアマネジメントC	442単位 (4,420円)	300単位 (3,000円)	300単位 (3,000円)

※指定居宅介護支援事業所の介護予防ケアマネジメント費については、後述のとおり。

4 ケアプラン作成料の請求と支払

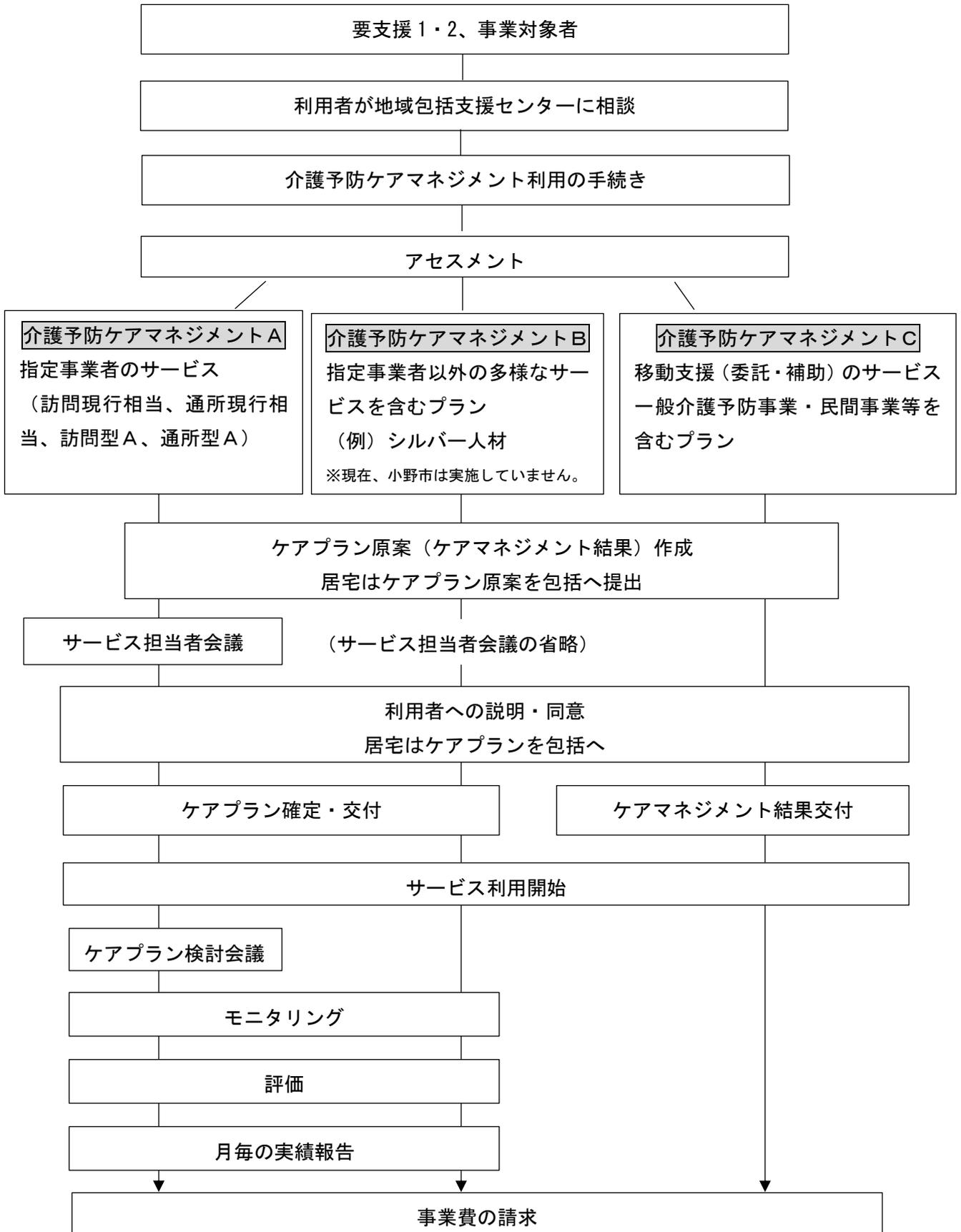
【介護予防ケアマネジメント】

類型	対象者	請求・受領・支払方法 〔①国保連②小野市③地域包括④居宅介護支援事業所〕
介護予防 ケアマネジメントA	要支援1・2、 事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連へ請求して受領 (①→③) ・委託契約している指定居宅介護支援事業所は、地域包括へ請求して受領 (①→③→④)
介護予防 ケアマネジメントC	要支援1・2、 事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括から小野市へ請求して受領 (②→③) ・委託契約している指定居宅介護支援事業所は、地域包括へ請求して受領 (②→③→④)

5 介護予防ケアマネジメントCに係るケアプラン作成料について
 (この項目全体を要確認)

介護予防ケアマネジメントCについて	初回 ^{のみの} の簡略化したケアプランを作成する。 なお、地域包括支援センターによるモニタリングは実施しない。
ケアプラン作成料の支払目的	「移動支援型訪問サービス」の介護予防ケアマネジメントCの実施に伴い、介護支援専門員によるケアプラン作成料を支払う。
介護予防ケアマネジメントCによるケアプランが作成できる者	地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員の資格を有する者とする。
介護予防ケアマネジメントCによるケアプラン作成手数料の請求方法	ケアプラン作成料については別添の請求書により、地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業が保険者(小野市)へ請求する。※指定居宅介護支援事業所は地域包括支援センターへ提出する。
単位	【基本報酬】、【初回加算】、【委託連携加算】 ※初回加算については、プラン更新時の加算は算定不可。
	【基本報酬】 ※1件当たり 地域包括支援センター：442単位 指定居宅介護支援事業所(包括から委託の場合)：442単位の90%分(3,978円) 【初回加算】 300単位(※) 【委託連携加算】 300単位(※) (※)指定居宅介護支援事業所が包括から委託の場合、いずれも100%分が指定居宅介護支援事業所へ支払う。
請求方法	別添の請求書による。
支払方法	請求のあった日から30日以内に指定口座に入金する。
適用時期	令和6年4月1日から適用する。

6 介護予防ケアマネジメント実施の手順



7 その他

●複数のサービスを併用する場合

利用するサービスにより、介護予防ケアマネジメントの種類が異なる。

例) 訪問型サービス (介護予防型訪問サービス及び移動支援型訪問サービス)、通所型サービス (閉じこもり予防型通所サービス) を利用した場合

→ 介護予防ケアマネジメントAを実施し、閉じこもり予防型通所サービス、移動支援型訪問サービスを位置づける。

類型	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントB	介護予防 ケアマネジメントC
対象サービス	【訪問型サービス】 ・介護予防型訪問サービス ・家事援助型訪問サービス 【通所型サービス】 ・介護予防型通所サービス ・閉じこもり予防型通所サービス	※ 現在、小野市は実施していません。	【訪問型サービス】 ・移動支援型訪問サービス

← 優先 →

複数のサービスを組み合わせる場合は、より左方のケアマネジメントを優先する。

例：

- ① 「移動支援型訪問サービス」 のみの場合 → 介護予防ケアマネジメントC
- ② 「移動支援型訪問サービス」 に 「訪問型サービス」 や 「通所型サービス」 を組み合わせた場合 → 介護予防ケアマネジメントA になる